

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	労政雇用課	検索番号	3-1
法令名	障害者の雇用の促進等に関する法律	根拠条項	32	
不利益処分	障害者就業・生活支援センターの指定の取消			
(根拠規定)				
障害者の雇用の促進等に関する法律第 32 条				
都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。				
一 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。				
二 指定に関し不正の行為があったとき。				
三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。				
(処分基準)				
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指定審査等に係る事務処理要領第9条				
(指定の取消し)				
知事は、指定法人が法第 28 条に定められた業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき、指定に対し不正の行為があったとき、又は、センターに関する法の規定に違反したときは、指定を取り消すことができる。				

